

発議案第23号

スパイ防止法制定に反対する意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月11日

八千代市議会議長　末　永　　隆　　様

提出者	八千代市議会議員	堀　口　明　子
賛成者	八千代市議会議員	伊　原　忠
	同	飯　川　英　樹
	同	三　田　　登

## 提案理由

国に対し、スパイ防止法を制定しないよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## スパイ防止法制定に反対する意見書

本年 10 月 20 日、自由民主党と日本維新の会の連立政権合意書において、以前から両党が目指していたインテリジェンス・スパイ防止関連法制について、「令和 7 年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる」と明記された。

しかしながら、日本がスパイ活動による被害に遭ったという具体的な事実はなく、政府も本年 8 月の質問主意書に対する答弁書で、「「各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動は事実上野放しで抑止力が全くない国家である」とは考えていない」と回答している。

そもそも、1985 年に自由民主党が提出した「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」は、国防・外交に関わる「国家秘密」の内容や「探知・収集」、「外国に通報」などの行為類型が広範囲・無限定で、国会の国政調査、報道や言論活動、市民の日常会話まで監視・摘発・処罰の対象とする悪法であり、反対世論の高まりを受け、廃案となっている。

また、さきの参議院議員通常選挙では、参政党の神谷宗幣代表が街頭演説で、公務員を対象に「極端な思想の人たちは辞めてもらわないといけない。これを洗い出すのがスパイ防止法」と発言しており、戦前の治安維持法や軍機保護法などによる国民弾圧と同じようなことが起こる危険性は否定できない。

よって、本市議会は国に対し、スパイ防止法を制定しないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 22 日

八千代市議会

### 提出先

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様